

# 富山県災害対応車両導入費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、災害時に快適な避難所環境を確保するため、県内の法人における災害対応車両の導入に要する経費に対し、予算の範囲で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「災害対応車両」とは、災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）第2条第1項に規定する車両であって、内閣府の災害対応車両登録制度の事務取扱要領で定める登録基準を満たすものをいう。

## (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 富山県内に本店又は支店その他の事業所を有する法人であること。
- (2) 県と災害時応援協定を締結している者又は交付決定後に、当該協定を締結する予定である者であって、災害時において被災者支援を行う意思を有し、平時においては、県、市町村その他が実施する防災訓練等に協力することが可能であること。
- (3) 県税等を滞納していない者であること。
- (4) 県が実施する活用状況等の調査に対して、必要な情報を提供する者であること。
- (5) 申請者又は申請者の役員等が暴力団等の反社会勢力と関係を有しないものであること。

2 交付の申請は、1法人につき1件とする。

## (交付の対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額
災害対応車両の導入に要する経費	国の災害対応車両登録制度に登録が可能な仕様の車両であって、導入後、当該制度に登録するものに係る次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。） ① ベース車両費 ② 付帯設備費 ③ 改造費 ④ 外注費	補助対象経費の5分の4以内	1法人あたり 1,000万円

	⑤ 災害時の活用が必要と認められる車両に係る 設備費等		
--	--------------------------------	--	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に係る経費については、補助対象としないものとする。

- (1) 交付決定前に発注、購入又は契約等を行ったもの
- (2) 車両使用のための許認可取得に係る諸経費
- (3) 人件費及び労務費
- (4) 車両の運搬費
- (5) 自社製品、自社施工に係る経費等
- (6) 印紙、振込手数料及び代引手数料
- (7) 税金その他これらに類する公課費
- (8) 社会通念上、県補助金を充当して行う事業の経費として不適切と認められるもの

(補助金の交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業に係る見積書
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 申請者の概要が分かる書類（決算書、規約、定款、組織図等）
- (6) その他参考資料

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助金交付申請の採択後、速やかに、県と災害時応援協定の締結に向けた協議を行うこと。
- (2) 平時においては、災害対応車両を、災害対応力の維持・向上、防災に関する普及啓発その他本補助事業の目的に反しない範囲において、業務その他の各種活動に効率的かつ有効に活用するものとする。また、防災に関する普及啓発を図るため、イベントその他の機会において当該車両を活用するとともに、県の要請に基づき防災訓練等に参加するものとする。
- (3) 災害時は、県の要請に基づき、災害対応車両を派遣し被災者支援活動を行うこと。
- (4) 災害対応車両については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数又は5年のいずれか長い期間以上所有するものとする。また当該期間中は合理的な理由がある場合を除き、国の災害対応車両登録制度への登録を継続するとともに、県との災害時応援協定を締結（継続）していること。
- (5) 災害対応車両については、原則として富山県内で運用及び管理すること。ただし、他県での被災者支援等の必要と認められる場合においてはこの限りでは

ない。

- (6) 補助事業の内容を変更する場合には、補助金変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
  - ア 事業計画書（変更）（様式第6号）
  - イ 収支予算書（様式第7号）
  - ウ 事業に係る見積書
  - エ その他参考資料
- (7) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出して、その指示を受けること。
- (9) 補助事業にかかる収支の状況を明らかにした帳簿、証拠書類等を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (10) 補助事業者は、国又は県の会計検査その他の検査を受ける場合があることを承知し、当該検査に対し、必要な帳簿書類の提出その他の求めに誠実に対応すること。
- (11) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

（軽微な変更）

第7条 前条第6号ただし書の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 県費補助金の増額又は20%以上の減額をすること。
- (2) 補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分間の20%以上の金額の変更をすること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
  - (2) 収支決算書（様式第10号）
  - (3) 支出したことを証する書類
  - (4) その他参考資料（整備写真等）
- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の確定額は、補助事業の実支出額に第3条で定める補助率を乗じて得た

額又は交付決定額のうち、いずれか低い額とする。ただし、千円未満を切り捨てた額で交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第11号)によって知事に補助金の請求をしなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成しえなかったとき。
- (3) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。
- (4) その他、この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果のとりまとめ)

第13条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末までに実施状況報告書(様式第12号)により知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の成果について、必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号に定める知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、規則第19条第1項第3号に定める知事が指定する財産は、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにその従物とする。

2 規則第19条第1項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に準じるものとする。

3 補助事業者は、処分を制限された前項の財産の処分を行うときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、取得財産等の残存価値額又は取得財産等を処分することにより得た収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。